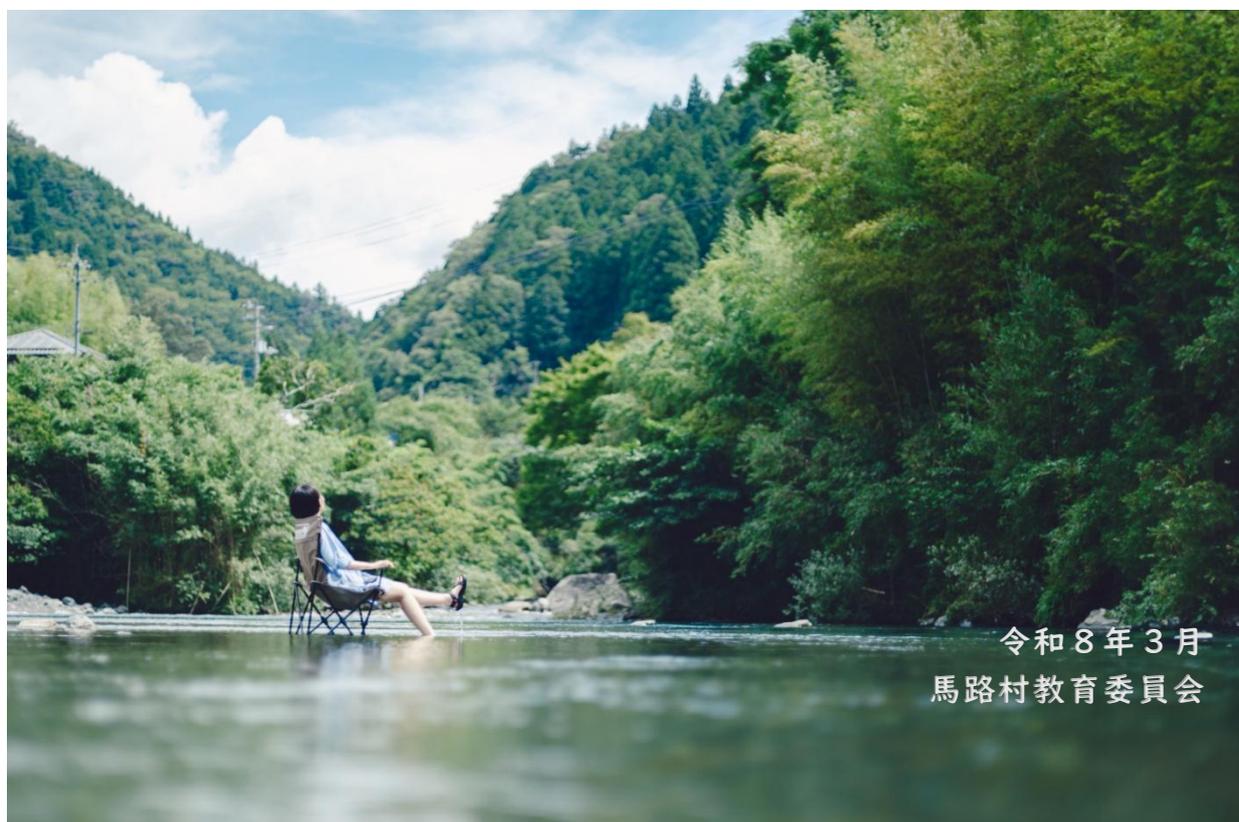


馬路村立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画書



Umaji Village



令和8年3月
馬路村教育委員会

目 次

1.	計画の趣旨、現状	- 2 -
2.	目標	- 3 -
3.	計画の期間	- 3 -
4.	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	- 4 -
5.	関連する取組、今後のフォローアップについて	- 7 -

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き生きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいを両立し、学習指導要領において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

(2) 馬路村の現状

本村では、特定の推進計画は策定していなかったものの、必要とされる学習支援員の配置、中学校から小学校への乗り入れ支援や事務支援体制の強化など、現場での業務改善には随時着手してきた。今後は本計画を指針として実効性のある取組を加速させる。

本村における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

学校名	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
馬路小学校	月26.9時間	13.0%	0.0%
魚梁瀬小学校	月24.6時間	5.5%	0.0%
馬路中学校	月25.3時間	8.3%	0.0%
魚梁瀬中学校	月21.5時間	6.0%	0.0%

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- ウ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間程度にする。

(2) ワークライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の取得日数を15日以上にする。
- イ ストレスチェックにおける高ストレス割合を10%まで減少させる。
- ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を65以下とする。(全国平均100)
- エ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度



4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

① 登下校の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

② 放課後から夜間などにおける校外の見守り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③ 学校徴収金の徴収・管理

- ・ すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。

④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・ 地域学校協働活動実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。その際、児童生徒の地域行事への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となって行う。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校の連絡調整については、担当教員に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

① 調査・統計等への回答

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、村から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

② 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・ 休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行ったうえで、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

③ 部活動

- ・ スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

① 授業準備、学習評価や成績処理

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する支援員を積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。
- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

② 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ 児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、医療若しくは福祉に関する専門人材等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を促進する。

(2) 学校における措置の推進

ア 各学校の教育課程における年間総授業時間数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編制されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理など校務を効率化し、「G I G A スクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成を、60%にする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には医師による面接指導を実施する。
- イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル(休息时间)の確保に取り組む。
- ウ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- オ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- カ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。
- キ 早出遅出、テレワークが可能な環境整備に向けて、令和8年度中に検討を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1)

取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、村のホームページで公表するとともに定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。

(2)

教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題の学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

(3)

各学校における働き方改革の取組が進むよう、さまざまな機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

(4)

保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。